

氷見市総合計画審議会の部会の設置について（案）

総合計画の策定に関し専門的な審議を行うため、次のとおり、氷見市総合計画審議会に部会を設置する。

1 名称及び所管事項

部会の名称、所管事項は、次のとおりとする。

(1) いのちと暮らし部会

保健・医療・福祉、生活安全、環境、都市基盤等に関する事項

(2) 人づくり部会

子育て、教育、文化、スポーツ、市民活動、男女共同参画等に関する事項

(3) 産業・雇用づくり部会

農林水産、商工観光、労働等に関する事項

2 委員

部会の委員は、審議会の会長が審議会委員の中から指名する。

3 定員

各部会の定数は、10名以内とする。

4 部会長及び副部会長

(1) 部会に部会長及び副部会長を置く。

(2) 部会長は、会務を総理し、当該部会を代表する。

(3) 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

《部会のイメージ》

